

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨等に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則ないし機関等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社は、一部の株式であっても、譲渡制限株式を発行することはできない。
2. 会社が支配人を選任し、又はその代理権が消滅したときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。
3. 監査等委員会設置会社には、1人又は2人以上の執行役を置かなければならない。
4. 最高裁判所の判例によれば、会社は政党に政治資金を寄附する能力を有しない。
5. 大会社は、最終事業年度に係る貸借対照表上の負債の部の合計額のみから判断される。

第2問 株式会社の設立（会社法第2編第1章）について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない。
2. 発起人は、設立時発行株式の引受け後、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又は財産の全部を給付しなければならない。
3. 発起設立においては、創立総会の開催が必要になる。
4. 株式会社は、その本店の所在地における設立の登記によって成立する。
5. 株式会社が不成立の場合、発起人は連帯して責任を負い、設立に関して支出した費用を負担する。

第3問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定される。
2. 子会社が親会社の株式を取得することは、原則として自由にできる。
3. 株式会社は譲渡制限株式の譲渡等不承認時の買取請求を受けた場合、譲渡等の承認をしない旨の決定をしたときであっても、当該譲渡制限株式を直接買い取ることはできない。
4. 株式会社の解散判決請求権は、単独株主権である。
5. 新株予約権の行使について、条件を付けることはできない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。
2. 株主がその有する議決権を統一しないで行使することは、常に禁止されている。

3. 取締役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、原則として当該事項について必要な説明をしなければならない。
4. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
5. 株主は、営業時間内は、いつでも株主総会の議事録の閲覧を請求することができる。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によって取り消すことができる。
2. 取締役の報酬等については、定款に当該事項を定めていないときは、取締役会の決議によって定めなければならない。
3. 非業務執行取締役は、株式会社と責任限定契約を締結することはできない。
4. 最高裁判所の判例によれば、会社法429条1項の取締役の第三者責任には、直接損害と間接損害の両損害が包含される。
5. 株主が取締役の違法行為に対し差止めを請求するためには、あらかじめ裁判所の許可を得なければならない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 代表取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。
2. 特別取締役による取締役会の決議を行うには、取締役の数が6人以上でなければならない。
3. 取締役会は、募集社債の総額その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項について、取締役に委任することができない。
4. 取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときであっても、招集の手続を経ることなく開催することはできない。
5. 最高裁判所の判例によれば、会社法上必要とされる取締役会の決議を経ない取引であっても、原則として有効である。

第7問 監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、原則としてその職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求めることができる。
2. 定款の定めにより、監査役の監査の範囲を限定することは常に認められていない。
3. 監査役会は、監査役の中から2人以上の常勤監査役を選定しなければならない。
4. 会計監査人は、取締役と共同して計算書類を作成しなければならない。
5. 取締役会設置会社の会計監査人は、計算書類等の承認をする取締役会に出席しなければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 計算書類は、原則として定時株主総会の承認を受けなければならない。
2. 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
3. 株式会社が中間配当を行うときは、常に株主総会の決議によらなければならない。
4. 株式会社が準備金の額を減少する場合には、原則として債権者異議の手続が必要になる。
5. 社債発行会社は、社債原簿をその本店（社債原簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かなければならない。

第9問 株式会社の事業譲渡等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が事業の全部の譲渡をする場合、反対株主には株式買取請求権は認められない。
2. 株式会社が事業の重要な一部の譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が、当該株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合であっても、株主総会の承認を要する。
3. 株式会社が他人と事業上の損益の全部を共通にする契約を締結する場合には、原則として株主総会の決議によるその契約の承認は要しない。
4. 事業譲渡において、当該事業譲渡に係る契約の相手方が当該事業譲渡をする株式会社の特別支配会社である場合、当該株式会社では株主総会の決議による当該契約の承認を要しない。
5. 株式会社が事業の全部を譲渡する場合、原則として債権者異議の手続が必要になる。

第10問 持分会社について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 持分会社が設立において作成する定款については、公証人の認証を要しない。
2. 業務を執行する社員を定款で定めた場合、業務を執行する社員が2人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、常に業務を執行する社員の全員の一致をもって決定する。
3. 持分会社の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた持分会社の債務についても、これを弁済する責任を負う。
4. 持分会社の損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。
5. 合同会社の債権者は、当該合同会社の営業時間内はいつでも、その計算書類の閲覧等を請求することができる。

第 11 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

() とは、株式会社がある発行する全部又は一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

1. 取得条項付株式
2. 全部取得条項付株式
3. 譲渡制限株式
4. 新株予約権付社債
5. 取得請求権付株式

第 12 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって金融商品取引法第 2 4 条第 1 項の規定によりその発行する株式について () を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。

1. 事業報告
2. 有価証券報告書
3. 大量保有報告書
4. 公開買付届出書
5. 有価証券届出書

第 13 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

() でない株式会社は、会社法 1 0 5 条第 1 項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

1. 公開会社
2. 取締役会設置会社
3. 監査等委員会設置会社
4. 監査役会設置会社
5. 大会社

第 14 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

監査等委員会設置会社は、() によって重要な業務執行（法定の事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

1. 株主総会の決議
2. 監査等委員会の決議
3. 代表取締役の決定
4. 社外取締役の全員の決定
5. 取締役会の決議

第 15 問 以下の記述の空欄に適切なものを 1 つ選びなさい。

基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使できる権利（基準日から（ ）
以内に行使できるものに限る。）の内容を定めなければならない。

1. 2 週間
2. 20 日
3. 3 か月
4. 6 か月
5. 1 年

以 上

【民事訴訟法】

問 1～10 [配点：各 1 点]

以下の各問について、それぞれ内容が正しい場合は 1 を、誤っている場合は 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問 1 不法行為に基づく損害賠償請求の訴えは、原告の住所地を管轄する裁判所に提起することができる。

問 2 未成年者は、独立して法律行為をすることができる場合であっても、法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができない。

問 3 訴えの訴状が被告に送達されたとき、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があったものとする。

問 4 攻撃又は防御の方法は、口頭弁論終結のときまで随時に提出をすることができる。

問 5 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした場合には、その事実を自白したものとみなす。

問 6 裁判所は、職権で、当事者本人を尋問することができる。

問 7 裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができるのは、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られる。

問 8 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

問 9 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益または不利益にその効力を生ずる。

問 10 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

問 11～20 [配点：各 3 点]

問 11 管轄に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 職分管轄については、当事者双方の合意によって異なる管轄裁判所を定める余地はない。
- 2 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出するとともに本案について弁論をした場合には、応訴管轄は生じない。
- 3 裁判所は、訴訟についてその裁判所の専属管轄とする旨の合意がある場合であっても、訴訟の著しい遅滞を避けるため、その訴訟を他の管轄裁判所に移送することができる。
- 4 簡易裁判所は、被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。
- 5 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができない。

問 12 法人でない社団に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 ある土地が法人でない社団の所有に属することの確認を求める訴えにつき、当該団体が原告となり認容判決を得る余地がある。
- 2 ある土地が法人でない社団の構成員全員の総有に属することの確認を求める訴えにつき、当該団体が原告となる余地はない。
- 3 法人でない社団が、団体としての固定資産を有しない場合でも、当該団体に当事者能力が認められる余地がある。
- 4 法人でない社団の旧代表者の個人名義で登記されている不動産に関し、代表者の交代に伴い、新代表者の個人名義への所有権移転登記手続を求める訴えにつき、新代表者が原告となる余地はない。
- 5 法人でない社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義を有する債権者が、当該団体の代表者の個人名義で登記された不動産に対して強制執行をする余地はない。

問 13 訴えの利益に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 自らの所有する土地を継続的に不法に占有されている者が将来の賃料に相当する額の損害の賠償を求める訴えには、訴えの利益が認められる。
- 2 原告の所有権の確認を求める本訴に対し、反訴として提起された被告の所有権の確認を求める訴えには、訴えの利益が認められる。
- 3 債務不存在の確認を求める本訴に対し、当該債務の履行を求める給付の反訴が提起されたときは、本訴の訴えの利益は失われる。
- 4 遺言者がその生存中に受遺者に対し遺言の無効確認を求める訴えには、訴えの利益が認められる。
- 5 婚姻取消訴訟の係属中に、当該婚姻が離婚により解消されても、訴えの利益は失われる。

問 14 口頭弁論に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、証人尋問の期日については、その公開を停止することができる。
- 2 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- 3 弁論準備手続において主張された事実は、弁論準備手続の結果を当事者が口頭弁論で陳述することによって訴訟資料となる。
- 4 裁判所は、当事者の申立てがない限り、終結した口頭弁論の再開を命ずることができない。
- 5 控訴審で提出された攻撃防御方法が、時機に後れたものかどうかは、一審・二審全体を通じて判断される。

問 15 弁論主義に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 所有権に基づく動産引渡請求訴訟において、被告が留置権の発生の原因となる事実を主張した場合には、被告が留置権を行使する意思を表明していないとき、裁判所は、被告が留置権を有することを判決の基礎とすることができない。
- 2 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、被告が原告に損害の発生に関する過失があることの根拠となる事実を主張した場合には、被告が過失相殺を主張していないときであっても、裁判所は、過失相殺の結果を判決の基礎とすることができる。
- 3 所有権に基づく土地の所有権移転登記手続請求訴訟において、被告が原告の土地の所有を否認している場合には、「原告が A からその土地を買い受けた後に被告が A からその土地を買い受け、これに基づき所有権移転登記がされた。」との事実を当事者が主張していないときであっても、裁判所は、その事実を判決の基礎とすることができる。
- 4 所有権に基づく建物明渡請求訴訟において、「原告は、被告に対してその建物を無償で使用させていた。」との事実を原告が陳述した場合には、被告がその援用をしないときであっても、裁判所は、原告と被告との間でその建物の使用貸借契約が成立したことを判決の基礎とすることができる。
- 5 保証債務履行請求訴訟において、被告が主張した弁済の事実を原告が否認している場合には、当事者が原告の被告に対する別の債権の存在を主張していないときであっても、裁判所は、その別の債権に対して被告による弁済がされたものであるとして、「請求債権に対する弁済はない。」との事実を判決の基礎とすることができる。

問 16 処分権主義に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 原告の被告に対する損害賠償債務のうち 100 万円を超える部分の不存在確認請求に対し、裁判所は、その損害賠償債務のうち 50 万円を超える部分が不存在であることを確認するとの判決をすることができる。

- 2 不法行為による人身に係る損害賠償請求権に基づき、慰謝料100万円及び休業損害300万円の支払を求める請求に対し、裁判所は、慰謝料150万円及び休業損害200万円の支払を命ずる判決をすることができる。
- 3 建物所有目的の土地賃貸借契約の終了に基づき、建物取去土地明渡しを求める請求に対し、被告が建物買取請求権を行使した場合には、裁判所は、建物を引き渡して土地を明け渡すことを命ずる判決をすることができる。
- 4 相続財産に属する債務の債権者が相続人に対してその債務の弁済を求める訴訟において、相続人が主張する限定承認の事実を認めることができる場合には、裁判所は、相続によって得た財産の限度で当該債務の弁済を命ずる判決をすることができる。
- 5 境界確定訴訟において、裁判所は、原告の請求を棄却するとの判決をすることができない。

問 17 XはYに対して、甲土地の所有権の確認を求める訴えを提起し、その判決が確定したとする（以下この判決を「前訴判決」という）。次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 前訴判決がXの請求棄却であり、その理由がYが甲土地の所有者であるという判断に基づいていたとする。YのXに対する甲土地の所有権の確認を求める後訴でXが前訴判決基準時におけるYの所有権を争うことは、いわゆる一物一権主義により既判力によって妨げられる。
- 2 前訴判決がXの請求棄却であったとする。XがYに対して甲土地の所有権の確認を求める後訴を提起することは、前訴判決の既判力に触れるので却下される。
- 3 前訴判決がXの請求認容であったとする。YのXに対する甲土地の所有権の確認を求める後訴で前訴判決基準時におけるXの所有権を争うことは前訴判決の既判力によって妨げられない。
- 4 前訴判決がXの請求認容であったとする。XがYに対して甲土地の所有権の確認を再度求める後訴は、前訴判決の既判力に抵触するとの理由で却下されることはない。
- 5 前訴判決がXの請求認容であったとする。その後Xから甲土地を借り受けたZが債権者代位権の行使としてYに対して甲土地の引渡しを求めたときには、Yは前訴判決基準時におけるXの所有権の存在を争うことができる。

問 18 確定判決の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の提起前に完成した当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権の消滅時効を援用して、その時効による消滅を異議の事由として主張することができる。

- 2 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の事実審の口頭弁論終結前に相殺適状にあった貸主に対する債権を自働債権とし、当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権を受働債権とする相殺の意思表示をし、その効果を異議の事由として主張することができる。
- 3 売買契約に基づく土地引渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、売主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該売買契約につき詐欺による取消権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができる。
- 4 手形の所持人から提起された振出人に対するいわゆる白地手形に基づく手形金請求訴訟において、白地部分が補充されず、請求を棄却する判決が確定した場合、当該手形の所持人は、その後に提起した訴えにおいて、当該白地部分を補充して振出人に対し手形上の権利の存在を主張することができる。
- 5 土地賃貸人から提起された借地上に建物を所有する土地賃借人に対する建物収去土地明渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、賃借人は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、建物買取請求権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができない。

問 19 固有必要的共同訴訟の成否に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 不動産の共有者は、共有者以外の者がその不動産につき不実の所有権移転登記を経由した場合には、その者を被告として、各自単独で、持分権に基づき、所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起することができない。
- 2 被相続人から被相続人名義の不動産の贈与を受けた者は、被相続人の共同相続人のうちの一人を被告として、贈与契約に基づき、所有権移転登記手続を求める訴えを提起することができる。
- 3 土地の所有者は、土地上の建物の共有者のうちの一人を被告として、所有権に基づき、建物収去土地明渡しを求める訴えを提起することができる。
- 4 不動産の賃貸人は、共同賃借人のうちの一人を被告として、賃貸借契約の終了に基づき、不動産の明渡しを求める訴えを提起することができる。
- 5 不動産の共有者は、他の共有者のうちの一人を被告として、各自単独で、共有物分割を求める訴えを提起することができない。

問 20 Xは、Yに1000万円を貸し付けたとして、Yに対して、そのうち200万円の貸金の返還を求める訴えを提起した。これに対し、Yは、請求棄却の判決を求め、当該貸付けの事実を否認するとともに、消滅時効又は相殺による当該貸金債権の消滅を主張した。この事例に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 第一審裁判所がXの請求を全部認容した場合、Xは、Yに対する請求を1000万円に拡張するために控訴することができる。

- 2 第一審裁判所がXの請求を全部認容し、Yがこれを不服として控訴した場合、Xは、附帯控訴の方式により、請求を1000万円に拡張することができる。
- 3 第一審裁判所が、Xの請求を全部認容したが、訴訟費用の一部をXの負担とした場合、Xは、訴訟費用の負担の裁判を不服として控訴することができる。
- 4 第一審裁判所が、XのYに対する貸付けの事実を認めた上で、Yの主張する消滅時効を理由にXの請求を全部棄却した場合、Yは、貸付けの事実を認めたことを不服として控訴することができる。
- 5 第一審裁判所がYの主張する相殺を理由にXの請求を全部棄却した場合、Yは、これを不服として控訴することができない。

【刑事訴訟法】

【問1】 次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

- ア 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、警察署で職務質問中に突然逃げ出した相手方の後を約130メートル追いかけ、背後からその腕に手をかけることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- イ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを回転してスイッチを切ることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- ウ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- エ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、ホテル客室（ホテル内の通路に面して外ドアがあり、これを開けると内玄関に入ることができ、そこにある内ドアを開けると客室に入る構造）の無施錠の外ドアを開けて内玄関に立ち入り、内ドア越しに客室内に向かって声をかけたところ、相手方が、内ドアを開けたが、警察官の姿を見て慌ててそれを閉めたのに対して、警察官が、内ドアを押し開け、内玄関と客室の境の敷居上辺りに足を踏み入れ、内ドアが閉められるのを防止することは、職務質問に付随する行為として許される場合がある。
- オ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、携行中の所持品であるバッグの施錠されていないチャックを開披し内部を一べつすることは、捜索に至らないとしても強制にわたっていることから、職務質問に付随する所持品検査としては許されない。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問2】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

- ア 司法警察員は、告訴を受けた事件に関する書類及び証拠物について、当該事件について犯罪の嫌疑がないものと思料するときは、例外的に検察官に送付しないことができる。
- イ 司法巡査は、犯罪の捜査について必要があるときは、犯罪の被害者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。
- ウ 検察官又は司法警察員（ただし、国家公安委員会等により指定された警部以上の者に限る。）は、逮捕された被疑者について勾留の請求をすることができる。
- エ 検察官は、司法警察員から送致を受けた事件であっても、捜査の必要があると思料するときは、自ら、捜索差押許可状の発付を受けて、捜索差押えを行うことができる。

オ 検察官は、司法警察員の取調べに際して任意の供述をした犯行の目撃者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、いつでも、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問3】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア GPS捜査（車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付け、情報機器でその位置情報を検索し、画面表示を読み取って当該車両の所在と移動状況を把握する刑事手続上の捜査）によって生じる個人のプライバシーの侵害とは、GPS端末を秘かに装着した車両の位置情報を、継続的、網羅的に取得し、これを蓄積、分析することにより、その車両を使用する者の交友関係をはじめとする私生活上の情報全般を把握することをいい、一定期間にわたり車両の位置情報が取得された後初めてそのGPS捜査は強制処分と評価される。

イ GPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって行われるため、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法といえ、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たる。

ウ GPS捜査は、その実施に当たり、処分を受ける者の反対意思が現実に表明されているわけではないため、個人の意思を制圧することはなく、任意処分として行うことができる。

エ GPS捜査は、被疑者らに知られずに秘かに行うのでなければ意味がなく、処分を受ける者に対して事前の令状呈示を行うことは想定できないが、刑事訴訟法は、令状により行われる各強制処分について、令状を示すことができない場合に備え、処分の終了後遅滞なく、処分を受けた者に処分実施の事実を通知する手続を規定しているため、適正手続の保障という観点から問題が生じることはない。

オ GPS捜査は、その実施に当たり、被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制する必要があるが、刑事訴訟法上、検証は10日を超えて実施できないとの規定があるため、検証許可状を取得すればこれを行うことができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問4】 次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

司法巡査Kは、「路上で人がバットで殴られている。」旨の110番通報に基づき、事件現場に急行したところ、現場到着時には既に犯人が逃走していた。そこで、傷害を負った被害者から被害状況や犯人の服装・体格等を聴取し、犯人の探索を開始した。Kは、事件発生の約30分後に事件現場から約500メートル離れた路上において、被害者が供述した犯人の服装・体格と一致する人物甲がバットを持って歩いているのを認め、甲に「ちょっと待って。」と声を掛けて停止を求めた。すると、甲が直ちに逃走を開始したため、Kは甲を追跡してこれに迫いつき、甲を傷害罪の準現行犯人として逮捕した。甲は、逮捕翌日に、傷害罪により検察官に送致された。

【記述】

- ア Kは、甲を準現行犯人として逮捕するに当たり、甲に逮捕の理由を告げなければならない。
- イ 甲がKから「ちょっと待って。」と声を掛けられて直ちに逃走を開始したことは、「誰何されて逃走しようとするとき。」(刑事訴訟法第212条第2項第4号)に該当する。
- ウ 甲の逮捕後勾留請求前の時点で本件が強盗目的で敢行されたと疑うに足りる相当な理由が生じた場合でも、検察官は、傷害罪でなく強盗致傷罪で勾留を請求することは許されない。
- エ 甲を傷害罪で勾留した後本件が強盗目的で敢行された疑いが生じた場合には、強盗目的であったことの捜査のために勾留期間を延長することは許される。
- オ 甲を傷害罪で勾留した後甲が「強盗目的で事件を起こした。」旨供述した場合には、傷害罪による勾留中に強盗致傷罪で逮捕することも適法である。
1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. ウオ

【問5】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 何人もみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有しているから、公道を歩行中の人に対する警察官による容貌等の写真撮影は、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がない場合には、現に犯罪が行われ若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるとき以外は許されない。
- イ 身体の拘束を受けている被疑者は、既に身体の拘束という強制処分を受けている以上、ある程度の処分は別個の令状なくして許されるが、身体検査令状の発付を受けることなく、被疑者を全裸にしてその身体を写真撮影することはできない。

ウ 捜査機関が、捜査の必要のため、宅配便業者の了解を得て、その運送過程下にある宅配便荷物を借り受けた上、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を撮影する行為は、宅配便荷物の外部から照射したエックス線の射影により内容物の形状や材質をうかがい知ることができるにとどまるから、プライバシー等の侵害の程度が大きいとはいえない上、占有者である宅配便業者の承諾を得て行っているものであるから、検査対象を不審な宅配便荷物に限定して行う場合には、任意捜査として許容される。

エ 捜査機関が、搜索差押許可状による搜索差押えの際に、搜索差押許可状を立会人に示している状況や、搜索の現場で差し押さえるべき物が発見された状況を写真撮影することは、搜索差押えに付随する処分と許容される。

オ 捜査官が被疑者の同意を得て犯行状況を再現させた結果を記録するため、その再現の様子を写真撮影するには、必ず被疑者の同意が必要である。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ 6. エオ

【問6】 次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに搜索・差押えをすることができる」とされている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【見解】

Ⅰ. 逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いため、裁判官による事前の令状審査を行う必要がない。

Ⅱ. 逮捕の際には被逮捕者により証拠が隠滅されるおそれが高いため、これを防止して証拠を保全する緊急の必要性がある。

【記述】

ア Ⅰの考え方に立つと、「逮捕の現場」は、令状が発付されたとしたら搜索が可能である範囲、すなわち、逮捕の場所と同一の管理権が及ぶ範囲内の場所と考えられる。

イ Ⅰの考え方に立つと、被逮捕者の身体を搜索する場合、被逮捕者を逮捕した現場で直ちに搜索を実施することが適当でないときであっても、搜索の実施に適する最寄りの場所まで連行して搜索することはできない。

ウ Ⅰの考え方に立つと、搜索・差押えの対象は、逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠物に限られない。

エ Ⅱの考え方に立つと、「逮捕の現場」は、被逮捕者が証拠を隠滅することが可能である被逮捕者の手が届くなどの事実的支配が及ぶ範囲内の場所に限られる。

オ IIの考え方に立っても、被逮捕者をその住居で逮捕してから警察署まで連行した上、その後には逮捕の現場として同住居を捜索することができる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

【問7】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 憲法及び刑事訴訟法上、捜査機関による取調べにおいて、被疑者が供述を拒むことができるのは、自己に不利益な事項に限られる。

イ 身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することは、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではないから、憲法第38条第1項に違反しない。

ウ 呼気検査は、酒気を帯びて車両等を運転することの防止を目的として運転者らから呼気を採取してアルコール保有の程度を調査するものであり、その供述を得ようとするものではないから、検査を拒んだ者を処罰する道路交通法の規定は、憲法第38条第1項に違反しない。

エ 公判前整理手続において被告人又は弁護人に主張明示義務を課する刑事訴訟法第316条の17の規定は、被告人に対し、自己が刑事責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けるものであり、また、これを主張することを強要するものであるから、憲法第38条第1項に違反する。

オ 刑事訴訟法上、捜査機関は、被害者、目撃者など被疑者以外の者に対して取調べを行うに際しても、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ 6. エオ

【問8】 次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

ア 起訴状一本主義は、裁判官が被告人の罪責について予断を抱くことなく第一回公判期日に臨んで初めて「公平な裁判所」の理念が実現されるという考えに基づくものであるので、刑事訴訟の構造としての当事者主義とは無関係である。

イ 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を添付することが禁止されているので、検察官が被告人を勾留中のまま公訴提起する際に、起訴状の提出と同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことは許されない。

ウ 恐喝の手段として送付された脅迫状の全文を恐喝罪の公訴事実引用することは、起訴状一本主義に反する証拠の引用に該当するので許されることはない。

エ 公訴事実中の被告人の前科の記載は、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある事項に該当するので、前科を誇示してした恐喝などのように前科が犯罪の実行行為の一部となっている場合であっても、公訴事実中に前科を記載することは許されない。

オ 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を添付してはならないとされているので、即決裁判手続の申立てをする場合に、その請求と同時に検察官が立証に必要があると思料する書類を裁判所に差し出すことは許されない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問9】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 共謀共同正犯において、「共謀」は、罪となるべき事実のほかならないから、訴因においてその存在を明示することを要し、かつ、これを認定するためには厳格な証明によらなければならない。

イ 殺人罪の共同正犯において、実行行為者が誰であるかは、罪となるべき事実の特定に不可欠とはいえないものの、一般的に、被告人の防御にとって重要な事項であるから、検察官は、訴因に実行行為者を明示しなければならない。

ウ 検察官が、共謀共同正犯の存在に言及することなく、被告人が1人で原動機付自転車を窃取したという窃盗の訴因で公訴を提起した場合に、裁判所が、証拠上、他に実行行為を行っていない共謀共同正犯者が存在するとの心証を得たときは、被告人1人の行為により犯罪構成要件の全てが満たされたと認めるときであっても、検察官に対し、訴因の変更を積極的に促し、又はこれを命じなければならない。

エ 被告人が共謀共同正犯として起訴された事件において、検察官が主張せず、被告人側も防御活動を行っていない日時における謀議について、裁判所が、争点としてこれを顕在化させる措置を採ることなく、その日時における謀議への被告人の関与を認定したとしても、取り調べた証拠から認定したものである限り、被告人に不意打ちを与え、その防御権を不当に侵害するものとして違法となることはない。

オ 被告人及びAを共同正犯とする殺人被告事件において、実行行為者が誰であるかが争点となり、審理を尽くしても実行行為者を特定するに至らなかった場合には、裁判所は、実行行為者につき、「被告人又はAあるいはその両名」と認定し、その旨を罪となるべき事実として判示することが、許されるときがある。

1. アイ 2. アエ 3. アオ 4. イウ 5. ウエ 6. エオ

【問10】 公判手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 検察官は、刑事事件の通常の第一審公判手続における冒頭手続において、冒頭陳述を行う。
- イ 裁判長は、刑事事件の通常の第一審公判手続における冒頭手続において、検察官の起訴状の朗読に先立ち、人定質問を行う。
- ウ 必要的弁護事件において、裁判所が弁護人出頭確保のための方策を尽くしたにもかかわらず、被告人が、弁護人の公判期日への出頭を妨げるなど、弁護人が在廷しての公判審理ができない状態を生じさせ、かつ、その事態を解消することが極めて困難な場合には、公判期日に弁護人が出頭しなくとも、開廷することができる。
- エ 検察官は、証拠調べが終わった後の事実及び法律の適用についての意見の陳述において、量刑についての意見を述べることはできるが、無罪である旨の意見を述べることはできない。
- オ 被告人又は弁護人は、公判前整理手続に付されていない事件について、証拠により証明すべき事実があるときは、裁判所の許可がなくとも、検察官が冒頭陳述をした後、冒頭陳述をすることができる。
1. アウ 2. アエ 3. アオ 4. イウ 5. イオ 6. ウオ

【問 11】 次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。

【事例】

検察官は、甲に対する傷害被疑事件の捜査において、目撃者Wを取り調べて供述録取書（以下「検察官面前調書」という。）を作成した上、甲を傷害罪で地方裁判所に起訴した。検察官は、公判において、検察官面前調書の取調べを請求したが、弁護人は、これを証拠とすることに同意しなかった。そこで、検察官は、Wの証人尋問を請求した。これに対し、裁判所は、Wが病気で入院していたため、検察官及び弁護人の意見を聴いて、Wの入院先の病院においてWの証人尋問を実施することを決定した。その後、同病院において、Wの証人尋問が実施されたが、Wは、検察官調書の内容と相反する供述をした。

【記述】

- ア 弁護人は、裁判所がWの証人尋問の実施場所を病院と定めたことについて、相当でないことを理由として適法に異議を申し立てることはできない。
- イ 甲及び弁護人は、いずれも裁判所の許可を得なければ、Wの証人尋問に立ち会うことができない。
- ウ 裁判所は、病院でWの証人尋問を実施するに当たっては、その証人尋問を公開しなければならない。
- エ 裁判所は、Wの証人尋問を改めて公判期日において行わない限り、検察官面前調書に証拠能力を認める余地はない。
- オ 裁判所は、Wの証人尋問の実施後、その結果を記載した調書を公判廷で取り調べなければ、証人尋問におけるWの供述内容を事実認定に用いることができない。
1. アウ 2. アエ 3. アオ 4. イウ 5. イオ 6. ウオ

【問 12】 次の【記述】は、前科証拠の証拠能力に関する最高裁判所の判例を要約したものである。【記述】中の①から③までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。1 つ選びなさい。

【記述】 前科も 1 つの事実であり、前科証拠は、一般的には犯罪事実について、様々な面で証拠としての価値、すなわち①（ア. 法律的関連性 イ. 自然的関連性）を有している。反面、前科、特に同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために 事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生ずるなど、その取調べに付随して②（ア. 争点が拡散する イ. 不当な不意打ちになる）おそれもある。したがって、前科証拠は、単に証拠としての価値があるかどうか、言い換えれば、①があるかどうかのみによって証拠能力の有無が決められるものではなく、前科証拠によって証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠とすることが許されると解するべきである。本件のように、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合についていうならば、前科に係る犯罪事実が③（ア. 顕著な特徴 イ. 相当の重大性）を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できるものというべきである。

1. ①ア ②ア ③ア 2. ①ア ②イ ③ア 3. ①ア ②イ ③イ 4. ①イ ②ア ③ア
5. ①イ ②ア ③イ

【問 13】 次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものには幾つあるか。後記 1 から 6 までのうちから 1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるか否かは、専ら憲法の解釈に委ねられており、憲法第 31 条の適正手続の保障自体の要請として、証拠物の収集手続に重大な違法があり、これを使用して被告人を処罰することによって手続全体が適正を欠くものとなる場合に限り、その証拠能力が否定される。

イ 被告人を逮捕する際に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていないという違法がある場合、警察官が逮捕手続の違法を糊塗するため、逮捕時に逮捕状を呈示した旨の虚偽を逮捕状に記入した上、同旨の内容虚偽の捜査報告書を作成し、さらに、公判廷において、同旨の内容虚偽の証言をしたという事情が存するとしても、これらは逮捕後に生じたものであるから、その逮捕当日に任意に採取された尿の鑑定書の証拠能力を判断するに当たり、これを考慮することはできない。

ウ 証拠物の収集手続にその証拠能力を否定すべき重大な違法があるか否かを判断するに当たり、手続違反がなされた際の状況や適法になし得た行為からの逸脱の程度を考慮することはできるが、警察官の、令状主義に関する諸規定を潜脱しようとの意図の有無を考慮することはできない。

エ 違法な捜査手続の結果収集された証拠物が犯罪の立証上重要なものであればあるほど、その証拠能力を否定することは、事案の真相の究明との抵触が大きくなるため、逮捕手続に重大な違法が認められる場合であっても、その逮捕中に被告人が任意に提出した尿から覚せい剤成分が検出された旨の鑑定書は、同人の覚せい剤使用の罪に係る公判において、証拠能力が否定されることはない。

オ ある証拠物が収集された直接の手続のみに着目すれば違法が認められない場合でも、それに先行する捜査手続（先行手続）に重大な違法があって、当該証拠物がその先行手続と密接な関連を有するときは、その証拠能力が否定されることがある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 14】 憲法第 38 条第 2 項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」とし、刑事訴訟法第 319 条第 1 項は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白はこれを証拠とすることができない。」として、一定の自白について証拠能力を否定している（自白法則）。これに関する次の【会話】中の①から⑥までの（ ）内に入る適切な記述を後記【記述】から 1 つずつ選び出し、①から⑥の順に並べた場合、正しいものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。なお、同じ記述は 1 回しか用いてはならない。

【会話】

学生 A：任意性に疑いのある自白の証拠能力を否定する根拠について、私は、類型的に内容が虚偽のおそれがあり、その信用性に乏しいからであると考えます。この考えでは、自白を証拠とすることができるかどうかの基準は①ということになると考えます。

学生 B：A 君の考えでは 任意性に疑いのある自白について ② という問題があるのではないのでしょうか。私は、その根拠について、憲法第 38 条第 1 項の黙秘権の保障を担保するためであると考えます この考えでは 自白を証拠とすることができるかどうかの基準は ③ ということになると考えます。

学生 C：しかし B 君の考えでは ④ という問題があると思います。そこで、私は、その根拠は、手段・手続の適法性を担保するためであると考えます。この考えでは、自白を証拠とすることができるかどうかの基準は ⑤ ということになると考えます。

学生 A：確かに C 君の考えでは その基準を客観化できるようにも思いますが、⑥ という問題は残るのではないですか。そうすると、結局は、どれか一つの考えを根拠とするのではなく、これら三つの考えを複合的に考えることが妥当ということになるのではないのでしょうか。

【記述】

- ア. 公判廷における自白であったか否か
- イ. 違法の程度の認定が困難である
- ウ. 黙秘権と自白法則を混同している
- エ. 反対尋問権の保障に欠ける

- オ. 供述の自由の制約があったか否か
- カ. 内容が真実であれば自白を証拠にできる
- キ. 自白偏重による誤判防止という趣旨と相容れない
- ク. 弁護人が取調べに立ち会ったか否か
- ケ. 取調べ方法・手続が違法であったか否か
- コ. 虚偽の自白を誘発するおそれがあったか否か
- 1. アキクウケイ 2. クカコウオイ 3. コイオキケエ 4. コカオウケイ
- 5. コカオエクウ 6. コキオウケイ

【問 15】 次の【事例】に関し、甲の供述を記載した書面の証拠能力について述べた後記アからオまでのうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、刑事訴訟法第 326 条の同意はなかったものとする。

【事例】

甲は、令和 7 年 1 月 15 日午後 8 時頃、H 市 I 町 2 丁目先路上において、V に対し、殺意をもって、携帯していた出刃包丁で、同人の胸部を突き刺すなどし、よって、その頃、同所において、同人を胸部刺切創による心臓損傷に基づく出血により失血死させて殺害したという殺人の事実により公訴を提起された。

【記述】

- ア 甲が V を殺害するに至った経緯を自ら書き記した書面は、甲の署名又は押印のあるものに限り、V 殺害の経緯を立証するための証拠として用いることができる。
- イ 取調べの際に、甲が V を殺害するに至った経緯についてした供述を録取した書面で、甲の署名又は押印のあるものは、その供述が検察官の面前でされたものであるときに限り、V 殺害の経緯を立証するための証拠として用いることができる。
- ウ 検察官による取調べの際に、甲が、V を殺害したことを認めた供述を録取した書面で、甲の署名又は押印のあるものは、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるときに限り、甲が V を殺害したことを立証するための証拠として用いることができる。
- エ 検察官による取調べの際に、甲が、令和 7 年 1 月 14 日午後 7 時頃、V の胸部刺切創の大きさと合致する出刃包丁を購入したことを認めた供述を録取した書面で、甲の署名又は押印のあるものは、その供述が任意にされたものでない疑いがないうちに限り、甲が V を殺害するために出刃包丁を購入したことを立証するための証拠として用いることができる。
- オ 検察官による取調べの際に、甲が、令和 7 年 1 月 15 日午後 8 時頃、隣の J 市にいたため、V を殺害することは不可能であった旨を述べた供述を録取した書面で、甲の署名又は押印のあるものは、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、V が殺害された当時、甲が犯行の場所にいなかったことを立証するための証拠として用いることができる。
- 1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

以 上